

令和 7 年度 病害虫防除情報

令和 7 年 1 1 月 7 日
発表：福島県病害虫防除所

サツマイモ基腐病の新たな発生地域を確認しました。
収穫した塊根の症状をよく確認し、被害の拡大防止に努めましょう。

- 1 対象作物：サツマイモ
- 2 病 害 名：サツマイモ基腐病
- 3 病 原 名：*Diaporthe destruens* (Harter) Hirooka, Minoshima & Rossman
- 4 対象地域：全域

5 発生状況

本病の本県における発生は、2024 年 10 月に南会津地方で初めて確認された。

2025 年 9 月に中通り地方のサツマイモほ場において、諸梗（茎と塊根をつなぐ部分）の腐敗が確認された。当該ほ場では、作付本数 300 本のうち約 8 割程度で同様の腐敗症状が発生していた。

当該ほ場から採取した罹病株を当所で調査し、サツマイモ基腐病の感染を確認した。

6 病徴と発生生態

（１）本ぼでの症状は収穫期に気づきやすい

茎葉が繁茂する生育旺盛期は、株の異常に気づきにくく、収穫期が近づき生育が衰える秋頃になって、一気に枯れ上がったように見えることが多い。

（２）塊根のなり首から腐敗する

発病が地下茎、諸梗、塊根へと病徴が進展するため、塊根はなり首側から褐色～暗褐色に腐敗することが多い（写真 1、2、3）。

（３）貯蔵中の塊根の腐敗に注意

塊根が収穫時に無病徴でも、収穫後貯蔵中に腐敗し、健全な塊根に感染することがある。

（４）植物体に発生する微小な小黑粒（柄子殻）

発病株には、地際部の茎や塊根の基部に柄子殻と呼ばれる微小な黒粒が多数形成され、そこから胞子が漏出する（写真 4、5）。

（５）罹病残さ、感染した種苗で発生が拡大

胞子は降雨による水の跳ね上がりなどにより周辺株に広がり、徐々にほ場全体に拡大する。本病原菌は、主に感染した種いもや苗を植え付けることでほ場（苗床、本ぼ）に持ち込まれる。罹病残さ、汚染土壌を介し、感染が拡大し伝染源となる。

7 寄生植物

本病は、サツマイモを含むヒルガオ科植物でのみ発生する。

8 防除対策

(1) 本病の発生を確認した場合の対策

次期作以降の発生を抑制するとともに、地域内でのまん延を防止するため、次の対策を発生当初から徹底する。

ア 発病残さの除去と薬剤散布

発病株は早期に除去し、ほ場外に持ち出して適切に処分する。発病株の除去後には、周辺株への感染予防のため、本病に登録のある薬剤を散布する。

イ 農具等の洗浄徹底

本病が発生したほ場で使った農具、長靴などを別ほ場で使う際は、洗浄を十分に行う。

ウ 栽培の早期終了

本病が発生したほ場は早期に収穫し、栽培を終了する。

エ 収穫後の残さ処分、分解促進

収穫後は、ほ場から可能な限りサツマイモの残さ（茎葉を含む。）を速やかに、持ち出し、適切に処分する。残さを持ち出しできない場合は、収穫後速やかに残さを細断してすき込み、分解を促進することに努める。

オ 種いもの採取

本病発生ほ場から種いものを採取しない

カ サツマイモ栽培の中止

本病が発生した場合は、サツマイモ以外を作付けする輪作を2年以上行うか、サツマイモ以外の品目への転作を検討する。

キ 土壌消毒と排水対策の徹底、抵抗性品種の導入

やむを得ずサツマイモを植え付ける場合には、本ほの土壌消毒を行うとともに、排水が良好となるように、排水対策を実施する。なお、既に広域に発生が見られる地域では、抵抗性品種が利用可能であれば品種を切り替えることで被害を軽減することが可能である。

(2) 本病未発生地域への侵入防止に向けた対策

ア 健全な種苗の確保徹底

未発生ほ場で生産された健全種苗を確保する。また、植付け前には種苗消毒を行う。

イ 本病の早期発見

栽培期間中は、ほ場観察を通じて本病の早期発見に努める。

ウ 種苗管理の徹底

苗を育成する場合は以下のことに留意する。

(ア) 本病未発生ほ場から採取した健全ないもを利用するとともに、伏せ込み前に必ず選別する。

(イ) 苗床の土壌を消毒してから、消毒した種いものを伏せ込む。

(ウ) 地際部から 5 cm 以上切り上げて採苗し、採苗当日に苗を消毒する。消毒液は、当日調整した薬液を用いる。

(エ) 採苗時に用いるハサミはこまめに消毒する（火炎滅菌又は丁寧な洗浄とふき取り）。

(3) 貯蔵中の対策

本病に罹病した塊根が同一コンテナ内に存在すると貯蔵中に周囲の健全な塊根へ伝染するため、疑わしい塊根は必ず除去する。



写真1 塊根の腐敗症状



写真2 塊根の腐敗症状（なり首側から腐敗）



写真3 茎の腐敗症状



写真4 茎に発生した柄子殻

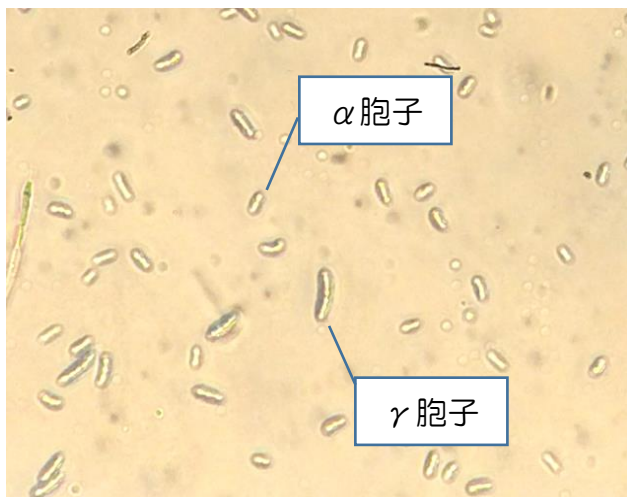


写真5 検鏡した分生子

サツマイモ基腐病
被害防止対策資料
(農林水産省 HP)
QR コードはこちらから



9 参考・出典

- (1) サツマイモ基腐病発生に伴うまん延防止対策の徹底について（令和5年12月12日 農林水産省消費・安全局植物防疫課）
- (2) 被害防止対策資料（農林水産省 HP リンク）
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/siryou2/>

本病の発生が疑われる場合は、病虫害防除所又は最寄りの農林事務所（農業振興普及部・農業普及所）に速やかに連絡願います。

- 情報内容への質問や要望は、福島県農業総合センター安全農業推進部発生予察課（病虫害防除所）まで御連絡ください。

TEL 024-958-1709 FAX 024-958-1727